2027 年度 新入留学生向け　　月払い納付制度について

1．制度内容

通常は半期ごとに収めていただく学費・寮費について、月払い納付を可能する制度です。
利用には条件（2. ご利用の条件を参照）を満たし、申請をする必要があります。

2．ご利用の条件

条件１：入学手続き金を当校が指定した期日に納付すること（3. ご利用の手順を参照）
条件２：月払い納付制度利用手数料として、年間 16,000 円の支払い承諾すること

3．ご利用の手順

入学試験合格後、月払い納付制度の利用申請
「月払い納付申込書」を学校へ送付してください（2027 年 1 月 15 日必着）

▼

入学手続き金納入
『入学金』＋『その他の費用』＋『月払い納付 1 回分』を指定期日までにお振込みいただきます

▼

月払い納付制度承認書の発行
月払い納付承認者には入学後、「月払い納付承認書」および「学科別月払い納付金額表」を通知いたします

▼

5 月より自動振替にて月払い納付開始

4. 今後の予定

入学試験合格後、入学手続きの際に具体的な申請手続き方法等をご連絡いたします。

5. 注意事項

除籍または退学となった場合は、在籍する前期分または後期分学費の未納分を納入いただきます。
（学則第 37 条及び学則細則第 35 条）